■申請した事項に変更があった場合

頁	変更などの事項	必要書類・確認書類	提出期限
1	商号又は名称を変更したとき	変更届出書（第22条の2）、商業登記簿謄（抄）本	変更後、30日以内
2	既存の営業所の名称、所在地又は業種を変更したとき	変更届出書（第22条の2）、商業登記簿謄（抄）本、（許可申請書（第1号）の別表）	
3	資本金額（又は出資総額）又は役員の氏名に変更があったとき	変更届出書（第22条の2）、商業登記簿謄（抄）本、誓約書（第6号）、略歴書（第12号）、（許可申請書（第1号）の別表）、（株主（出資者）調書（第14号）	
4	個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	変更届出書（第22条の2）	
5	経営業務の管理責任者に変更があったとき	経営業務の管理責任者証明書（第7号）	変更後、２週間以内
6	経営業務の管理責任者が氏名を変更したとき	経営業務の管理責任者証明書（第7号）、戸籍抄本又は住民票の抄本	
7	専任の技術者に変更があったとき	専任技術者証明書（新規・変更、第8号（1））、実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）、卒業証明書、資格証明書	
8	専任の技術者が名前を変更したとき	専任技術者証明書（新規・変更、第8号（1））、戸籍抄本又は住民票の抄本	
9	営業所の新設をしたとき	変更届出書（第22条の2）、許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写し、誓約書（第6号）、専任技術者証明書（第8号（1））、実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）、卒業証明書、資格証明書、（許可申請書（第1号）の別表）	変更後、30日以内
10	新たに営業所の代表者になった者があるとき	変更届出書（第22条の2）、誓約書（第6号）、略歴書（第13号）	
11	経営業務の管理責任者又は専任の技術者の要件を欠いたとき	変更届出書（第22条の2）	

12	建設業法第8条1号及び7号から11号に該当するとき	変更届出書（第22条の2）	変更後、２週間以内
	→建設業許可の欠格要件に該当したとき		
13	使用人数に変更があったとき	変更届出書（毎営業年度終了後提出書類用様式）、使用人数を記載した書面（第4号）	
14	令第３条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	変更届出書（毎営業年度終了後提出書類用様式）、令３条に規定する使用人の一覧表（第11号）	
15	国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があったとき	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・更新・抹消）（第11号の2）、実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）、卒業証明書	変更後、４ヶ月以内
16	定款に変更があったとき	変更届出書（毎営業年度終了後提出書類用様式）、定款	

毎営業年度（決算期）を経過したときの変更については、別に記載します。